

東京都犯罪被害者等支援
二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金について

●二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金について	
概 要	殺人や傷害、性犯罪など故意の犯罪行為（過失による行為を除く。）により、生命、身体に被害を受けた被害者の方やそのご家族の方が、報道機関による過剰な取材、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等の二次的被害への対応を弁護士に委託した場合の費用の一部を助成します。 ※ 令和8年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害に限ります。
内 容	«助成金» 上限23万円 «助成対象費用» 次に掲げる行為を弁護士に委託した場合の着手金及びその他の費用 ・報道機関による取材への対応、報道機関に対する犯罪被害者等の意向や要望の通知・申入れ等 ・二次的被害の要因となるインターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼、発信者情報開示請求手続 ・その他二次的被害の防止及び軽減に資すると知事が認める行為
助成対象者	◇犯罪被害者 ◇犯罪被害者の家族（被害者が死亡した場合又は犯罪被害により意思表示することができない場合に限る） ※家族とは、以下の①～⑫の家族のうち、最も○内数字が小さい第1順位犯罪被害者家族をいう。 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方等を含む） 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 3 上記2に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹 4 ⑫上記1から3に準じる者で、助成金による支援が特に必要であると知事が認める者 （注）先順位の家族全員の同意がある場合は、後順位の家族が第1順位犯罪被害者家族となることができます。
対象要件	◇日本国内において行われた犯罪行為による被害であること ◇犯罪行為による被害にあった事実が被害届の受理等で確認できること ◇助成対象者が、犯罪被害時に、都内に住所を有すること ◇助成対象者が、助成金の交付対象となる行為を弁護士に委託し、費用を支払っていること ◇申請日時点の助成対象者の資力（現金、預金などの資産の合計額）から、当該犯罪被害を原因として今後6か月以内に支出することとなると認められる費用（治療費など）を差し引いた額が、700万円未満であること。 ◇申請書の提出は犯罪による被害を受けた日から2年以内であること ★申請を行うことについて、委託契約を締結した弁護士による確認が必要です。 ★その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
対象外	◇同一の委託契約について、国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター（法テラス）等による支援を受けている場合 ◇被害者又は第1順位犯罪被害者家族が暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者）である場合 ◇その他の事情から判断して、交付することが社会通念上適切でないと認められる場合
問合せ先	【制度に関する問合せ先】 東京都 総務局 人権部 人権施策推進課 被害者支援連携担当 （電話）03-5321-1111（東京都庁代表） 平日 午前9時～午後5時